

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2013. 8.10発行〈通巻第436号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 職業性胆管がん事件  
新たに北海道で1件認定 厚労省が新たな検討会を開始 …………… 2
- 三事業一元化で地域に拠点機能を  
地域産保事業の在り方検討会報告 …………… 6
- 第8次粉じん障害防止総合対策 …………… 10
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その34 古川和子 …………… 12
- 韓国からのニュース …………… 15
- 前線から …………… 17  
「働いていないという証拠を出せ」最終粉じん事業所証明で難題 芦屋

7月の新聞記事から／19  
表紙／世界一周の旅へ出航する中皮腫患者の山下光枝さん  
(7月18日横浜大栈橋埠頭で)

# 職業性胆管がん事件 新たに北海道で1件労災認定 厚労省が新たな検討会を開始

胆管がん問題をめぐる本誌前号記事以降の動きを報告する。

8月1日、厚労省胆管がん専門家検討会(第8回)が開かれ、北海道の印刷会社の男性1名について業務上と判断された。

報道によると、「この男性は1985年から約11年間、印刷会社に勤務し、有機溶剤の1,2-ジクロロプロパンを洗浄剤として使用して、これに高濃度ばく露したということで業務との因果関係を認めた。北海道局管内の所轄労基署が近日中に業務上認定することになる。

この日検討会は、そのほかに6件を検討、うち2件を業務外、4件を継続検討とした。

業務外2件は、いずれも60代男性(1名死亡)で、うち1名は50年前に9ヶ月間シンナーでの洗浄作業をしたが、シンナーによる胆管がん発症の知見がないとして関連なし、とされた。」ということだ。

## 高度先進医療にも労災適用を

前号でも報告した胆管がん療養中の三重県の男性Aさんに対して、名古屋労基署が

6月24日付で支給決定を行った。これを受けてAさんが名古屋労職研事務所で記者会見し、現在の胸中を語った。

Aさんは胆管がん治療に際して、高度先進医療である粒子線治療を受けた。この治療は健康保険が適用されないが、複数の公的施設で実施されており、Aさんは兵庫県立粒子線医療センターで治療を受け、約300万円を自費負担した。

労災保険は原則健保準拠とされているが、Aさんはこの費用についても労災請求することになっている。

効果があると見込まれたこと、公的施設での治療であること、施術からすでに6年が経過していることなど、いわゆる民間療法とはまったく異なる状況があり、労災保険による支給が認められるべき事案だといえる。

## 化学物質管理検討会はじまる

8月6日、「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」(以下、あり方検討会)第1回が開かれた。

# 「職業病だと知って」

## 胆管がん 労災認定の男性訴え

印刷所の労働者に胆管がんが多発している問題で、化学物質のジクロロメタンだけを原因とする胆管がん患者としては初めて労働災害と認定された40代の男性(三重県在住)が26日、名古屋市内で記者会見した。男性は「胆管がんが職業病だと知ってほしい。知らずに苦しんでいる人は多いはず」と話した。男性については、厚生労働省の専門家検討会が先月13日に労災との結論を出し、名古屋西労基署が同月24日付で正式に認定した。2010年4月から2年4カ月の休業補償と、化学療法の治療費が保険給付される。ただし約288万円を要した粒子線治療は高度先進医療のため労災保険対象外とされ、男性は納得できない」として、今後支給を求めるとい

男性は1984〜95年、名古屋市内のオフセット印刷会社(既に廃業)に勤務。有害性が確認されているジクロロメタンを含む洗浄剤で印刷機を洗う業務に従事していたが、マスク着用や排気など安全対策が取られておらず、07年に発症した。会見に同席した関西労働者安全センター(大阪市)の片岡明彦(大阪府)の片岡明彦事務局長によると、胆管がんの労災認定は大阪府の同じ作業所の17件と三重県の男性など3件の計20件。ジクロロメタンは今も金属製部品の洗浄剤やフロ



印刷会社の業務で胆管がんを発症して労災認定され、記者会見でこれまでの苦勞を語る男性「名古屋市昭和区で26日、佐々木順一撮影」

ン代替物質として広く使われているといい、「同様な労災が他にも起きていく可能性がある」と話した。

【花岡洋二】

「趣旨・目的」(あり方検討会開催要綱)は、「昨年以降、印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者の胆管がん発症が相次いで明らかとなったことから、1, 2-ジクロロプロパンについては、リスク評価結果に基づき法令改正を行うこととされた。

しかし、当該物質のほかにも労働安全衛生法に基づく特別規則の対象でない化学物質に起因する健康障害等が発生し、管理の必要性が認識されていないことも懸念されることから、特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理のあり方について、労働政策審議会安全衛生分科会において審議が行われ、その結果、その検討の必要性について了承されるとともに、具体的対策については学識経験者等の専門家による検討を行うこととされた。

このため、厚生労働省労働基準局長の下に有識者の参集を求め、特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理のあり方に関して検討を行う。」

「検討事項」は、

- (1) 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について
  - (2) 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について
  - (3) 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について
  - (4) その他
- とされている。

SANYO-CYP事件に端を発した職業性胆管がん事件の中で問われているのは、対象外物質への対応をどうするのか、ひどすぎる法規違反状況をどう改善するか、というこ

とだ。

その意味で、あり方検討会の今後の議論が注目される。

以下は、今回、厚労省から提起された論点に関する資料。特に、「特別規則の対象でない物質」への対応に関わる点として、「別紙講ずべき措置の考え方(案)」は重要だろう。

## 論点(第1回)

### 1. 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について

- (1) 事業者は、有機溶剤中毒予防規則等(以下「特別規則」という。)の対象でない化学物質についても、有害性やばく露実態(リスク)に応じて必要な措置を合理的に決定しなければならないが、その必要性が十分に認識されていないことも懸念されること、その講ずべき措置の考え方が明確にされるべきではないか。

例えば、欧米における化学物質管理やILO条約における化学物質管理のあり方も参考として、別紙のようなものが考えられる。

- (2) 同様の考え方が、化学物質(の有害性)による健康障害の防止についてのみならず、化学物質(の危険性)による爆発等の防止についても、明確にされるべきではないか。
- (3) 事業者は、作業の開始や変更に際して、講ずる措置を決定した場合には、その措置を講ずべき理由(know whyの観点)を含めて、労働者への周知・教育を行うべきではないか。

### 【参考】

労働安全衛生規則には、事業者には、有害原因の除去のため代替物の使用等必要な措置を講ずること(第576条)、

ガス等の発散の抑制等のため局所排気装置の設置等必要な措置を講ずること（第577条）、保護具の備付け（第593条等）を義務付けるとともに、労働者に、事業者に命じられたときの保護具の使用を義務付けている。

## 2. 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について

特別規則の対象でない化学物質についても、その有害性の評価を踏まえ、上記1の考え方に基づく適切な措置が実施されるよう、リスクアセスメントが必要となるものはないか。また、ほかにどのような措置が考えられるか。

### 【参考】

有害性が高い化学物質のうち、その（一般的な）作業態様から許容濃度等を超えるばく露の可能性が高いなど、リスクが高いことが想定されるものは特別規則に規制をしている。

## 3. 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について

(1) 化学物質の有害性やばく露実態に応じた対策として、事業者によるリスクの程度に応じた措置を適切なものとするためには、労働者との情報共有がその基盤の一つである。

労働者及びユーザー事業者への確実かつ分かりやすい情報として、ラベルによる危険有害性情報の共有が進められるべきではないか。

(2) ユーザー事業場において、化学物質の有害性やばく露実態に応じた対策として、事業者によるリスクの程度に応じた措置を促進するため、メーカー等からのSDS交付等による危険有害性情報伝達を促進することが必要である。

また、ユーザー事業場における危険有害性情報の積極的な入手（メーカー等への要求）も、併せて促進することが必要である。

これらの取組を促進するために、どのような取組が考えられるか。

### 【参考】

労働安全衛生法第101条第2項に、SDS交付義務対象物質について、入手したSDS情報を掲示等による労働者への周知を義務付けている。

### 【参考】

改正労働安全衛生規則（平成24年4月施行）によって、全ての危険有害な化学物質の譲渡提供の際の容器等への表示（ラベル）及びSDS交付が努力義務とされた。行政においては、その普及・定着に向けて、都道府県労働局や労働基準監督署における監督・指導のほか、GHS分類結果やモデルラベル・SDS、簡易なリスクアセスメントツールであるコントロール・バンディングを公開するなどしている。

また、業界団体においても、主に製造等事業者におけるリスク評価の促進のための取組や情報基盤整備を進めている。

(別紙)

## 講ずべき措置の考え方（案）

### 【有害性について】

1. 事業者は、化学物質の製造・取扱において、労働者のばく露を防止し、又は可能な限り低減する。
2. ばく露防止・低減対策を講ずるに際しては、次に掲げる優先順位で講ずべき措置を検討し、その検討の結果に基づき措置を決定する。

－ 14 ページに続く －

# 三事業一元化で地域に拠点機能を 地域産保事業の在り方検討会報告

## 問題だらけの地域産業保健 事業仕分けで散々...

前政権の目玉施策の一つだった事業仕分けで、大幅に規模が縮小された地域での産業保健活動への支援事業の在り方を検討していた厚生労働省の「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」が報告書をまとめ、この6月28日に公表した。

地域における産業保健支援施策としては、①産業医、衛生管理者等の産業保健専門職の活動を支援するため都道府県単位で設置された産業保健推進センター、②産業医選任義務がない50人未満事業場の産業保健対策を支援するため平成8年から全国の労働基準監督署単位で設置された地域産業保健センター、そして③事業場のメンタルヘルス対策を総合的に支援するために都道府県ごとに設置されたメンタルヘルス対策支援センターの三事業が実施されているが、それぞれ活動の重要性については認められながら、十分な成果を示せていない。

そのため事業仕分けの結果として、産業保健推進センターは都道府県ごとの設置をやめ、順次集約化し、昨年度末までに15箇

所に減らして他の32県には連絡事務所を設置、大幅に縮小した。たとえば近畿地方ではセンターがあるのは大阪、兵庫、京都の3か所で、滋賀、奈良、和歌山は連絡事務所となっている。

## 単年度契約で活動は細切れ 事業場訪問はご法度？

また、地域産業保健センターは地域の医師会に委託する形で進めてきたものの、活動量のばらつきが大きいという問題点があり、さらに事業の効率化を図るとして、平成22年度からは都道府県ごとに企画競争による契約に変更された。しかし地域で万遍なく産業医対応を提供するなどという受託組織は、都道府県医師会しかなく、今年度現在のところ39都道府県で医師会が受託し、他の8府県では医師会が受託を望まなかったため、労働者健康福祉機構が受託し、これに医師会が協力する形をとっている。しかし現実には地域に近い医師会の組織の対応が不可欠なため、具体的な個々の活動はそれぞれの郡市医師会が事務局を引き受けるといった変則的な対応を余儀なくされている。

さらに以前の地域産保は、健康相談窓口

に個々の小規模事業場への訪問指導などを主な活動としていたが、事業仕分けによる見直し以降の平成23年度からは健康診断実施後の医師の意見聴取への対応、保健指導、メンタル不調を自覚する労働者への相談指導、長時間労働者への面接指導にその活動内容の重点化が図られることとなった。つまり、個別の事業場への訪問は原則やらないこととなったわけで、従来の産業保健活動の趣旨とは正反対の活動が求められるという皮肉な状況となってしまったわけだ。

そのうえ、医師会等が国とかわす契約は、単年度契約となっていることから、年度の切れ目には予算がつかず、数か月の活動の空白期間さえできてしまう状況だという。小規模事業場の切実な相談を3月に受けたとしても、4月5月は目途が立たず、相談を受けたコーディネーター自身もいるかどうかかわからないなどという無茶苦茶な状況が続いているという。

結果として活動の軸となるコーディネーターはよほどの人でないと務まらず、地域医師会の産業医の熱意も削がれるというわけである。

3つ目のメンタルヘルス対策支援センターは、労働者健康福祉機構が受託し、具体的には都道府県産業保健推進センター内に設置する形で、事業場の規模を問わずメンタルヘルス対策の支援のための相談、専門家の訪問支援、管理職教育、職場復帰プログラムの作成支援などの業務を行っている。こちらは事業場の相談へは対応するが、個々の労働者の相談には応じないこととしている。

いずれの事業も大変重要な活動内容を持っていながら、実際に必要とされる事業場とその労働者には知られることも少なく、仮に利用するところまで行っても、条件次第ですぐに壁があって、制限された行政サービスしか受けられないこととなってしまう。

## はじめて問題点を俎上にあげた 検討会 一元化機能の具体化を

同検討会は、今年4月に第1回を開催、3回の会合で、三事業について実際に現役として活動を担っている地産保コーディネーターや支援センターの促進員などからのヒアリングも実施し、現場からの問題点と課題を取り出した。その内容は、報告書に列記されているが、これまで地域における産業保健施策については、散々同種の検討会で議論されてきたにも関わらず今に至るまで取り上げられなかったこと自体が大きな問題ではなかったかと考えられる。ともあれ、やっとなり問題として地域産業保健活動をどう拡大強化するかが検討されたこと自体は評価できるものといえよう。

そして報告書がその方向として提言するのは次のようなものだ。

まず三事業を一元化して運営し、ワンストップサービスとして総合的な支援を提供できるようにする。そのために労働者健康福祉機構を実施主体とし、医師会が専門性を生かして関与、都道府県の拠点を確保して、おおむね労働基準監督署の管轄以下の地域拠点を設置して人員を配置し機能を確

保する。

可能な限り実際に事業場を訪問して実施、職場復帰支援、治療と職業生活の両立支援にも取り組む。支援対象として小規模事業場を優先的にするべきであり、対象や範囲を見直し、事業として優先順位が低い場合には事業者に一定の負担を求めるなど適切な実施の在り方とすべきとしている。

実際、外食チェーンのW社が過労自殺で行政指導を受けたのち、店舗ごとなら小規模事業場だとして、時間外労働100時間超の労働者に義務付けられた医師による相談指導について、地産保なら無料だと利用しているなどというのは、速やかに排除しなければ施策の理屈が通らないというものだろう。

また、単年度ごとの実施方法は改め、事業成果の指標には、事業場における総合的な労働衛生管理の実施状況を取り入れることを求めている。さらにこれまでの制度見直しが度々の混乱を招いて、事業の推進に弊害を及ぼしたことも踏まえ、実施関係者に丁寧に説明を行うとしている。

もちろん将来の絵姿が明らかになっているわけではないが、バラバラな地域産業保健施策が、いくつかの不可欠の原則の上に立って一元的で地域に密着したところに拠点を作り、そして強力に推進するという活動のイメージに少しでも近づければと願うところだ。具体策が目される。

- 《資料》 -

## 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書（概要）

### 1 産業保健の現状

- 労働者数50人未満の小規模事業場は、労働衛生管理体制が貧弱であり、労働者の健康管理が十分でない等多くの課題がある。
- メンタルヘルスはもとより、その他の疾病、障害についても、予防、早期発見に加えて職場復帰、治療と職業生活の両立支援へのニーズが高まっている。

### 2 産業保健を支援する事業の概要

- 国は、事業者の産業保健活動を支援するため、三事業（産業保健推進センター、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）により、産業医等の産業保健専門職に対する専門的研修・相談、小規模事業場を対象にした健康相談、職場におけるメンタルヘルス対策の総合的支援等を実施している。

### 3 産業保健を支援する事業の課題

- 三事業は、事業場規模やニーズの内容によって対応する事業が分かれているために、各事業の違いが利用者から見て分かりにくく、全体として総合的な支援を効果的・効率的に実施する体制となっていない。
- 地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業は、国が委託して実施する単年度ごとの事業のため、事業運営が不安定であり、継続性が確保できない。そのため必要な人材の確保も困難となっている。
- 三事業は、ここ数年、さまざまな変更が十



分な周知・準備期間もないまま行われ、事業の現場においてさまざまな混乱が生じ、事業推進に対する産業医等関係者の意欲が低下している。

- 産業保健推進センターは、集約化による体制の縮小により、実質的な事業実施機能が低下し、真に必要な研修・相談ができていない。また、医師会等関係機関との連携に支障をきたしている。
- 地域産業保健事業の主な受託者である医師会は、経理事務や関係機関との連絡調整等が大きな負担となっており、本来の目的に十分力を注ぐことが出来ていない。
- 小規模事業場は、労働者の健康管理が不十分であり支援を強化する必要があるが、現行の地域産業保健事業は、周知が十分でなく、また、限定的な支援内容となっており、有害要因への総合的な対策の支援が十分できていない。事業の対象や範囲についても精査する必要がある。
- 地域産業保健事業における保健師の活動は、地域により格差が大きいことから、活動を充実し改善を図る必要がある。

#### 4 支援の在り方

- 三事業の一元化及び実施体制等
  - ・三事業を一元化して運営し、心とからだの健康対策の一元的相談等、ワンストップサービスとして総合的な支援が提供できるようにするとともに、単年度ごとの事業実施方式を改め、安定的、継続的に実施できる方式にするべきである。
  - ・一元化後の事業は、独立行政法人労働者健康福祉機構を実施主体とし、医師会が専門性を生かして積極的に事業に関与して実施する体制とするべきである。
  - ・新たな事業の組織及び体制は、管理部門を効率的な体制としつつ、都道府県の拠点を設置し、必要十分な人員体制及び機

能を確保するとともに、地域の活動の拠点を設置し、ワンストップサービスを提供できる体制とするべきである。

- ・新たな事業には定期的な研修を受けた産業医が積極的に関わるとともに、都道府県拠点及び地域拠点に、産業保健の十分な経験を有する保健師の配置を促進することが望まれる。
- 新たな事業における支援の対象、範囲、内容
  - ・小規模事業場に対する支援においては、総合的な労働衛生対策を進めるため、可能な限り実際に事業場を訪問して実施することが適当である。
  - ・一次予防から三次予防までの総合的支援のため、職場復帰支援、治療と職業生活の両立支援にも積極的に取り組むべきである。
  - ・中小企業の小規模事業場を優先的に支援対象とするとともに、支援の対象や範囲について見直すことが必要であり、事業としての優先順位が低いと考えられる場合には、事業者にも一定の負担を求める等、適切な実施のあり方とするべきである。
  - ・継続した支援を求める事業者に対しては、適切な団体や専門家を紹介することが適当であり、地区ごとにそのような団体や専門家に関する情報を集約することが望ましい。
  - ・労働基準行政機関や事業者団体等とも連携して事業の周知に努めるとともに、地域の自治体や保健関係機関とのネットワークを積極的に構築するべきである。
- 事業の評価
  - ・事業成果の指標には、事業場における総合的な労働衛生管理の実施状況を取り入れていくことが望ましい。

# 第8次粉じん障害防止総合対策

じん肺法や粉じん障害防止規則は、被災者救済の規定だけではなく、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための規定が定められている。さらに厚生労働省が5年ごとに発表する粉じん障害防止総合対策は、事業者が講じなければならない措置のうち、重点事項として特に強調すべきことを示している。

今年2月に発表された第8次粉じん障害防止総合対策は、過去のじん肺新規有所見労働者の発生状況や、7次に渡る粉じん障害防止総合対策の推進状況を踏まえての施策であるため、これまでどのような職種にじん肺所見が多く見られるかを示唆している。

平成25年度から29年度の5年間、重点的に対策が取られなければならない作業は、

- ①アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業
- ②金属等の研磨作業
- ③ずい道等建設工事

となっており、第7次粉じん障害防止総合対策の際に掲げられた重点対象作業に、岩石等の裁断等作業が加えられた。

大阪労働局では、従前から新規じん肺有所見者が建設業のはつり・解体作業、鋳物業等の鋳込み等作業に多く見られたことから、5年前の第7次粉じん障害防止総合対策時から独自にこれらを重点事項として掲げていた。

特にはつり・解体業に対しては、

## (1) 粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、建設現場の屋内作業場でののはつり・解体作業（以下「はつり等作業」という。）については、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じること。

また、通風が不十分な屋内作業場において、手持式又は可搬式動力工具を用いて行う、はつり等作業については、局所排気装置の設置等により粉じん発散の抑制に努めるものとする。

なお、粉じん則第7条第2項の「臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外」に該当する場合においても上記の措置を講じよう努めること。

さらに、屋外作業場においても、動力を用いるはつり等作業については、湿潤化等、粉じん発散の抑制に努めること。

## (2) 呼吸用保護具の着用 of 徹底及び適正な着用の推進

### ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

### イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006

号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

1. 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
2. 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
3. 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

と、詳細に講ずべき措置を定めていた。

### 電動ファン付呼吸用保護具の使用勧奨

第8次粉じん障害防止総合対策では、新たに電動ファン付マスクの使用を勧めている。電動ファン付マスクは一般的な防じんマスクより保護係数が高く、粉じん障害防止に有用である。一般的な防じんマスクは人間の肺の力で空気を吸い込むが、フィルタを通して外気を取り込む分だけ抵抗が生じる。その結果、使用しているうちに息苦しくなってくる。建設現場で体力を使う仕事であれば尚更である。また、顔と接している部分から外部の粉じんが入り込みやすいこともこのタイプのマスクの弱点である。

一方、電動ファン付マスクは、マスク内に風が送られるため着用者が呼吸しやすい。さらに最新のマスクは呼吸に合わせて送風を調整するため、息を吐く際には送風を抑えてくれる。息苦しさからの解放だけではなく、送風による内圧の維持により外からの粉じん侵入を抑える点も電動ファン

付マスクの特徴である。ただし、このマスクは価格が4万円以上するため自腹で購入することについては抵抗があると思われ、元請からの支給が望ましいと考える。

### 「その他のじん肺」について

アーク溶接作業、金属の研磨作業により粉じんが発生し、その作業員から新規じん肺所見者が発生しているために重点事項として取り上げられているが、これは珪肺や石綿肺以外の「その他のじん肺」である。ところがある地方労働局では、今年度に入ってから管理区分申請をする際に「これは珪肺ですか、石綿肺ですか」と尋ねているという。じん肺標準エックス線フィルムには「その他のじん肺」として7枚の標準フィルムがあるが、このような行政の対応を耳にしたしばしの診療所の海老原医師は、地方じん肺審査医がその他のじん肺に関する標準フィルムを見ずに判断しているのではないかと懸念している。マウスを使った研究では肺線維化が報告されているナノマテリアルによる被害も考えられるため、「その他のじん肺」は今後無視できない分野であると言える。

いうまでもなく、この規定以上に労働者の健康被害防止措置について自主的に取り組むことが求められており、健康で快適な作業環境を構築する努力は事業者、それ以上に作業現場を取り仕切る元請が積極的に取り組まなくては達成できない。

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その34

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### ピースボートに乗って世界一周の旅へ

「行ってきまーす！」

「行ってらっしゃーい！」。

大きな声が飛び交う横浜大棧橋埠頭。7月18日午後1時、中皮腫患者で片肺切除している山下光枝さん(54歳)は元気よく出航して行った。ピースボートにとって80周年記念となる今回のクルーズでは、多数のプロジェクトが実施される。出航に先立ち、そのプロジェクトの紹介を含めた記者会見が行われたので、その一部を以下に紹介する。

記者会見に出席したのは、広島・長崎の被爆者の方が世界各地で証言を行う「おりづるプロジェクト」、南米ベネズエラの青少年オーケストラ「エル・システム」、そして東北の若者が世界で被災の体験を語る「石巻ユースアンバサダー(大使)」として乗船するメンバー達だった。

#### ◆ヒバクシャ地球一周 証言の航海「おりづるプロジェクト」

ピースボートは、2008年からこれまで、「ヒバクシャ地球一周 証言の航海(通称おりづるプロジェクト)」を実施。142名の被爆者の方とともに、世界をめぐり、核廃絶を訴えてきました。今回で第6

回目となる「おりづるプロジェクト」では、広島から5名、長崎から3名の計8名で出航します。今回は「継承」をテーマに、次世代に語り継ぐ担い手として、「おりづるユース特使」が被爆者とともに世界に核廃絶を訴えていきます。

#### ◆ベネズエラの青少年オーケストラ「エル・システム」

1975年にベネズエラで始められた音楽教育システムであるエル・システム。この取り組みはベネズエラの社会問題である貧困や青少年犯罪の増加に歯止めをかけるなど、さまざまな効果を発揮して世界的にも評価されています。今回のクルーズではピース



山下さんが乗船したピースボート

ボーとエルシステムの共同キャンペーンとして、エル・システムの音楽教育活動を世界中に広めようという「グローバル・エル・システム・キャンペーン」という枠組みで、7名のメンバーがクルーズに乗船して、船内や寄港地でコンサートを行い、その考え方も広めていくことを目的にしています。

#### ◆「石巻ユースアンバサダー」

ちょうど400年前、石巻港を出航した支倉常長（はせくらつねなが）の慶長遣欧使節船と同じ航路となった今回のクルーズ。実はこの使節船のきっかけになったのも、東北を襲った大地震でした。東日本大震災から3年目を迎えた被災地では、復興への取り組みがなされる一方で、記憶の風化も懸念されています。そこで、今回は船内や世界各地に東日本大震災の経験や教訓を伝えて、語り継いでいくために石巻の若者2名をアンバサダー（大使）として募集しました。

上記の他にも様々なプロジェクトが組まれている第80回記念就航に乗船できることを山下さんは喜んでいました。本来ならば昨年の7月に就航する予定だったが、放射線治療の後でもあり、主治医のアドバイスで断念した。しかし彼女は払い戻しされる予定だったキャンセル料金を、翌年の第80回記念就航の予約金として預けた。すると、一年以上も前からの予約なので「早割がきいて得した」と喜んでいました。

一年後の事は誰にも解らない。ましてや中皮腫の患者であり、片肺全摘手術を行っている山下さんは、体調管理に万全を期し

ていたと思う。我々には過剰とも思える位の自己管理は、彼女にとっては決して過剰ではなく、普通の日常を送る為の最善の配慮なのだ。

山下光枝さんと出会ったのは、2005年初めだったと思う。クボタショックの最初の証言者である故土井雅子さんが紹介してくれたのが出会いのきっかけだった。中皮腫の発症は2004年5月頃と聞いている。その当時は「手術が出来ない」と化学療法治療を行っていた。その後しばらくして「手術が可能になった」と喜びの報告があった。しかし、山下さんの術後は1年半位大変な状況だった。手術前の笑顔が消えて、ため息ばかりの生活だった様な気がする。「何か良い話を聞かせて」と連絡が入って、抗がん剤治療を受けている最中の兵庫医大を訪問した。その時は通院で抗がん剤治療を受けていた。治療が行われる部屋は患者さんが多数のベッドに横たわって、点滴をしていた。狭いベッドはカーテンで仕切り、他と遮断された状態で8時間近くも点滴を打つという。傍にあるのはラジオと、持参した本だけ。見るからに退屈な時間を過ごしている患者さん達。

これでは心まで病気になってしまう…そう感じた私は、ある時クボタの部長に事情を話して「兵庫医大に寄付をするのならば、研究目的ばかりでなく、患者の治療環境向上にも配慮して欲しい」と訴えたこともある。

発病から9年、手術から7年が経過した。その間、決して安心できるような状態では無かったが、常に山下さんは目標を持って

前を見つめていた。ある時はフィンランドにオーロラを見に行った。そして今回は世界一周の旅へ出発した。出発の前に「今回の私の旅が、他の患者さん達の励みになれば嬉しい」と語った。

見送りには、全国センターの古谷杉郎さん、澤田慎一郎さん、アスベストセンターの永倉冬史さん、カメラマンの今井明さん、患者と家族の会の斎藤洋太郎さん達が駆けつけてくれた。思いがけない賑やかな見送りに山下さんは感激いっぱいの様子だった。

皆は「行ってらっしゃい!」「元気で頑張ってきてよ!」、「山下さん頑張れ!」と声の限りに手を振り見送った。しかし船上で手を振っていた山下さんの手が止まり、後ろを向いた。「あれ、どうしちゃったの。気分が悪くなった?」と心配する永倉さん。しかしよく見るとしきりにハンカチで顔を拭いていた。その後は元気印の山下さんらしく、機敏に場所を移動して、最後まで姿が

見える最後尾にやってきた。我々も船を追いかけるように小走りで棧橋のはずれまで行った。そしてその場にいた人達全員で「行ってらっしゃい!」コールを送った。

既に船が小さくなっているのに「ありがとう」という声が何度も聞こえてきた様な気がした。

今頃はスエズ運河を航行しているだろう。その後エジプト、トルコ、ギリシャと続く。そして10月10日(木)には元気な笑顔で横浜港に帰港する。



#### — 5 ページから続く —

- ① 有害性に関する情報のない化学物質等の使用の中止、若しくは有害性に関する情報がある化学物質等のうち有害性が極力低いものへの代替
- ② 有害性が高い化学物質等の使用の中止、若しくは有害性のより低い化学物質等への代替
- ③ 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、ばく露の程度の低減
- ④ 隔離室における遠隔操作、発散源を密閉する設備、局所排気装置の設置等の工学的対策

- ⑤ 保護具の備付け、及び上記の措置を講じても労働者に対する健康障害を生ずるおそれがある場合における保護具の使用



## 韓国からのニュース

### ■列車検収で肺癌になった鉄道労働者、初の労災認定

勤労福祉公団は、鉄道公社で25年間『統一号』と『木槿号、セマウル号』の検収業務を行い、昨年3月に原発性肺癌と診断されたヤン・某(57)氏が、同年9月に提出した産業災害補償保険療養手当・休業手当の申請に、労災認定の決定を出した。鉄道公社で働いて、石綿・ディーゼルエンジンの燃焼物質によって肺癌に罹った労働者が労災を認められたのは今回が初めて。

ヤン氏は85年に鉄道庁に入社し、18年間『統一号』と『木槿号、セマウル号』に乗車し、発電室・機関室・客車内の各種機器を点検・修理する乗務検収をした。2005年に鉄道庁が鉄道公社に変わって、同年4月から2011年までセマウル号の事業検収(車庫に入庫した列車の検収)をした。

2011年12月末から原因不明の咳が続いたヤン氏は、昨年3月に肺癌の確定診断を受け左肺の切除手術を受けた。2013年7月2日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

### ■現代重工業が労災106件を隠蔽／民主労総「無策・傍観した労働部の職務遺棄」

民主労総と国会・環境労働委員会のウン・スミ、チャン・ハナ議員は、5日に国会で記者会見を行い「わずか2週間の実態調査をした結果、蔚山(ウルサン)の現代重工業で106件の労災隠蔽を確認し、会社が労災隠蔽に介入しているだけでなく、病院もまた労災隠蔽に積極的に協力していた」と主張した。

金属労組・現代重工業社内下請け支会は

今年3月12日から3月22日まで、蔚山東区地域10ヶ所の整形外科を対象に訪問調査を行い、現場情報の提供を受けた。その結果106件の労災隠蔽事例が確認された。チェ・ミョンソン民主労総労働安全局長は、「調査の結果は現代重の下請け労働者が97件で大多数だったが、正規職労働者も9件発見された」とし、「労災隠蔽のために事業場別に病院を指定し、病院に管理者が来て診療記録に事故発生場所を虚偽記載するなど、事業主と病院の癒着も深刻なレベルだった」と話した。

民主労総は労災隠蔽事件の内40件を雇用労働部に陳情し、66件は国民健康保険公団に追加調査を依頼した。民主労総はこの日監査院に労働部と健康保険公団に対する公益監査を請求した。2013年7月8日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■夜昼交代による睡眠障害・不安障害は業務上災害／大法院の判決

22日、労働法律院と法律事務所「未来」によれば、大法院は今日11日に自動車組み立て工場の労働者に発生した睡眠・覚醒障害と全身不安障害を、業務上災害と認定した原審判決を確定(審理不続行棄却)する判決を宣告した。

起重自動車に97年入社したチャン・ホ Chol(38)氏は、組み立て工程で夜昼交代勤務をした。2008年に不眠症・不安障害などの診断を受けたチャン氏は、2009年11月に勤労福祉公団に療養手当を申請した。公団が不承認にすると、2010年3月にソウル行政法院に処分を取り消せという行政訴訟を

提起。1 審の法院は 2010 年に交代制勤務者の睡眠・覚醒障害を業務上災害と認定する判決を出した。公団は控訴、起亜車も参加人の資格で訴訟に参加した。2 審の裁判結果は 1 審より更に一步踏み出し、全身不安障害まで業務上災害と認定した。ソウル高法は「2008 年に原告に発生した睡眠・覚醒障害と全身不安障害は、原告が参加人会社で夜昼間交代勤務をすることによって、生体のリズムがかく乱された状態で業務を続けたことにより、原告が既に持っていた類似の症状が再発したり、その症状が自然的な進行経過以上に急激に悪化したことにその原因がある」(ソウル高法 2013. 2. 8 宣告)と判示した。起亜車は補助参加人の身分では異例の上告をしたが、大法院はこれ以上審理するに値する価値や理由がないと判断して 2 審判決を確定した。

交代勤務従事者の睡眠障害と不安障害が業務上災害と認定されたことによって、類似の勤務環境の業種にまで訴訟が拡がるものと思われる。金属労組現代自動車支部と「未来」は、来月にも睡眠障害を訴える組合員を代理して集団労災申請を始める。2013 年 7 月 23 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■パノリム・サムスン出身癌患者 10 人の集団労災申請／死んでいく労働者に立証を要求するな

23 日半導体労働者の健康と人権守りパノリムが職業病被害者の労災認定のために、勤労福祉公団に 5 回目の集団労災申請をした。サムスン半導体出身の労働者 8 人と、サムスン LCD 出身の労働者 2 人で、疾病で分類すると、乳癌 4 人・脳腫瘍 1 人・絨毛上皮癌と難妊(不妊) 1 人・甲状腺癌 1 人・肺癌 1 人・白血病 2 人だ。うち 9 人が女性ですべて 20 代と 30 代で癌を発病、男性労働者 1 人は 50

才で白血病が発病し、昨年 8 月亡くなった。

2007 年に故ファン・ユミ氏の白血病による死亡が知らされて始まった半導体電子産業労働者の集団労災申請は、今回が 5 回目、今までに 39 人が労災を申請している。2013 年 7 月 24 日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

### ■サムスンの三流安全対策でフッ化酸素曝露・水タンク爆発・職業病多発

サムスンの事業場で重大事故が相次ぎ、民主労総と建設産業連盟は 30 日、サムスン本社の前で記者会見を行い、「労災死亡殺人企業サムスンのイ・ゴンヒ会長が、亡くなった労働者に謝まり、安全対策を作るまで闘いを続ける」とした。

今年、サムスンの事業場では大小の事故が続いた。1 月と 5 月にはサムスン電子の華城(ファソン)工場でフッ化酸素が漏れて、労働者と地域住民が大きな被害をこうむった。今月 24 日には、サムスン電子の器興(キフン)工場の屋上で火災が起こり、消防車が出動して鎮圧した。25 日にはサムスン電子の華城工場でアンモニアガスが漏出し、下請け業者の労働者 4 人が病院に運ばれた。26 日には、サムスン精密の水タンクの爆発で 15 人の死傷者が発生した。

パノリムによれば、サムスン系列会社の職業病情報提供労働者は 181 人に達する。

イ・サンジン民主労総副委員長は「政府は下請け労働者の労災予防に対する責任の対象と内容を強化し、下請け労働者の産業安全保健委員会構成などへの参加権を保障しなければならない」とし、「下半期に労災死亡処罰強化特別法の制定と、下請け労災での元請け責任の強化を求める闘いを展開する」と話した。2013 年 7 月 31 日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

(翻訳：中村 猛)



# 前線から

## 「働いていないという証拠を出せ」

### 最終粉じん事業所証明で難題

芦屋

ある事象や現象が「ない」ということを証明することは難しい。場合によっては不可能である。

じん肺で労災請求をする際、最終粉じん職場から事業主証明を求めることになるが、最終現場が最終現場である証明は難しくない。自分が入場してどのような作業をしたか証言したり、出面を出したり、親方から「ここが最後の現場やで」と教えてもらったりすればよいのだ。しかし、「最終粉じん職場に入ったのちに、別の現場で働いていないことを証明せよ」と言われたら、どうすればよいだろうか。今回は、ゼネコンがひとりのはつり工に対してこのような無理な要求をしてきたケースを紹介する。

Kさんは特定のはつり業者に所属したことがなく、ずっと日雇いで働いてきた。酒も煙草もやらず、ただ家族のために一生懸命働いてきた真面目な人である。働いた現場については手帳に記載し、今年の3月4日「市立芦屋病院改修工事」が最終粉じん職場であることが判っている。

まだまだ仕事をするつもりでいたKさんだが、あまりに体調が悪いため病院に行ったところじん肺を指摘され、その後合併症として肺結核に罹患していることが明らかになった。3月4日に世話になったはつり会社からじん肺管理区分申請書の事業者証明を受け、管理区分決定を受けた後に、この現場の元請である日本国土開発株式会社に対して

事業主証明を求めた。ところが安全センターを無視してKさんに対し日本国土開発から封書が届いた。いわく、「当社としましては以下の観点より証明することが困難であることを申し上げます。1. 貴殿と関西労働者安全センターとの関係が不明確であること。2. 貴殿が3月4日に当社の市立芦屋病院作業所で就労した以降の就労状況が不明確なこと。3. 傷病名についての証明をするための根拠がないこと。」として証明を拒否したのである。それだけではなくKさんの3月4日以降の所得状況や生活状況について日本国土開発が納得できる資料の提出及び説明が行われれば事業主証明を行う、という。

3月4日以降どこにも入場していない、賃金をどこからもっていない、という資料をどのように出せばよいのだろうか。安全センターから日本国土開発に提示した資料は、じん肺管理区分決定通知書、結核であることを医師が証明しているじん肺健康診断結果証明書、主治医による診療担当

者証明が済んだ休業補償請求書、そして3月4日以降白紙になっているKさんの手帳である。この手帳が最終現場を証明しているのだが、日本国土開発は、「残りの白紙部分が本当に白紙かどうか証明しろ」と求めているのである。Kさんの奥さんは控えめだがたいへん聡明な方で、ぼつりと「もし、主人が3月4日以降もどこかで働いていたというのであれば、そのことは日本国土開発の方が証明しなくてはならないのではないのでしょうか？」と尋ね

られた。まったくその通りで、奥さんの方がよっぽど日本国土開発の社長にふさわしい。

また、証明拒否であれば休業補償給付請求書（8号用紙）を返却すればよいのに、送り返してこない点も悪質である。大林組も必ず証明を拒否するが、さすがに8号用紙は返してくれる。被災者の手元に8号用紙が返ってくるから、事業主による証明拒否を示して監督署に請求することが可能になる。しかし、今のままではKさんは次のステッ

プに進むことができない。

日本国土開発はこの要求を「コンプライアンス（法令順守）」に基づくものとうそぶくが、法令順守どころか労災隠しである。本人が労働基準監督署に請求を行うことすら妨害するゼネコンに使われてしまうのだから、「コンプライアンス」も安っぽい単語になってしまった。日本国土開発には電話で送付物を一式返還するよう申し入れたが、未だに届かない。Kさん夫妻も怒りを乗り越えてあきらめるばかりである。

## 原発事故と被曝労働

### 被ばく労働を考えるネットワーク編



本書は「被ばく労働を考えるネットワーク」準備会がネットワーク立ち上げに当たって2012年4月22日に開催した「どう取り組むか被ばく労働問題 交流討論集会」での発言を中心にまとめられたものである。

原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の一端を知るため必読の1冊

さんいちブックレット007 発行 (株)三一書房 1000円＋税

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

# 7月の新聞記事から

7/11 6月上～中旬、一部が汚染状況重点調査地域に指定されている福島県田村市で18歳未満の少年4人に除染作業をさせたとして、福島県警棚倉署は棚倉町の除染会社社長を労働基準法（危険有害業務の就業制限）違反容疑で逮捕。除染で少年を働かせていた容疑での逮捕は初。

7/12 大阪府内の鉄道高架下の貸店舗で文具店長をしていた男性が中皮腫にかかり死亡したのは壁に吹き付けられたアスベストが原因だとして、遺族が建物所有者の近畿日本鉄道に約7300万円の賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷は、約6000万円の支払いを命じた2審・大阪高裁判決を破棄し、審理を高裁に差し戻した。

中型免許を持っていない従業員に中型トラックの運転させたとして、警視庁交通捜査課は道交法違反容疑でヤマト運輸葛飾水元支店の店長と前副支店長、同支店の運転手の男3人を書類送検した。前支店長らは平成23年7月以降、普通免許しか持っていないのを知りながら中型トラックを運転させ、今年3月運転手が物損事故を起こして無免許運転が発覚した。

兵庫県の宝塚市役所1階市税収納課で職員と口論した男が、火炎瓶のような物を2本投げ入れ火が燃え広がった。下の階に立ち去った男を職員5、6人が取り押さえた。職員3人と市民2人の計5人が病院に搬送され、このうち44歳の男性職員が煙を吸い込んでやや症状が重い。火は約2200平方Mを焼き約1時間後に消し止められた。

7/13 三重県紀宝町の山林で、木の伐採作業をしていた男性が意識不明になった。搬送先の病院で死亡が確認された。熱中症の疑い。熊野市の最高気温は正午過ぎの37.1度でこの日全国で最高。

7/18 火災報知機の設置などに従事していた男性が肺がん死したのは、作業中に建物のアスベストを吸ったため、勤め先の「関西ホーチキエンジニアリング」は安全配慮を怠っていたなどとして、遺族が慰謝料など約6000万円を求めた損害賠償訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は死亡と勤務との因果関係を認め、就業規則に基づく遺族補償金の未払い分375万円を支払うよう命じたが会社側の安全配慮義務違反は認めなかった。男性は1984-2005年兵庫県姫路市の営業所で勤務。05年に肺がんを発症して06年に54歳で死亡した。

7/23 東京都千代田区のビル建設現場で、エスカレーター上の点検作業中だった建設会社社員が踏み板部分から落下して全身を挟まれ死亡した。踏み板数枚が抜け落ちていた。

喫茶店チェーンの「カフェ・ベローチェ」を雇い止めになった有期雇用の女性が、従業員としての地位確認を求めて東京地裁に提訴した。会社側から「従業員が入れ替わらないと店の新鮮度が落ちる」と言われたとして、損害賠償など227万円の支払いも請求した。女性は2008年7月以降、千葉市の店舗で計4年11カ月勤務。3カ月ごとの契約更新で12年3月に会社から契約更新の上限を15回にする通達があり、13年6月に雇い止めに通告された。

北海道釧路市の健康食品製造会社「バイオマテックジャパン」の事業所兼工場で爆発し煙が上がった。平屋建ての工場が全焼。同社パート従業員ら男女2人の遺体が見つかった。

部下の女性社員の胸などを触ったとして、

大阪府警吹田署は食品会社「マロニー」の取締役営業部長を強制わいせつ容疑で逮捕し、大阪地検が同罪で起訴した。昨年12月26日夜、忘年会の2次会で社員の男女5人とカラオケ店を訪れ、部下の20歳代の女性社員の胸や尻を触ったなどとされる。女性社員が4月、同署に告訴した。

7/24 福島労働局は除染作業をしている福島県内の業者の68%で、割増賃金の未払いや労使協定の未締結などの法令違反が見つかりは正勧告をしたと発表した。388事業所を対象に今年1～6月、抜き打ちで立ち入り調査をし、264事業所で計684件の違反を確認した。うち7割は労働基準法違反で、割増賃金の未払い(108件)▽賃金台帳の未作成(90件)▽労働条件の未提示(82件)など。残り3割は労働安全衛生法違反で、線量の事前調査をしない(20件)▽放射線に関する特別教育を実施しない(16件)▽作業後の汚染検査をしない(14件)など。1日1万円前後の除染(特殊勤務)手当の未払いも12件確認し環境省に通報した。

7/25 卒業論文の指導をしていた女子学生にセクハラをしたとして、神奈川県警川崎署は日本体育大体育学部の元准教授の男を暴行容疑で川崎区検に書類送検した。元准教授は容疑を認めている。送検容疑は1月4日、川崎市のカラオケ店で、当時日体大4年だった女性の下半身を触るなどしたとしている。日体大の理事会は5月10日付で元准教授を懲戒免職処分とした。

7/26 印刷会社の従業員らが胆管がんを発症した問題で、初めてジクロロメタンを原因物質として労災認定された40代の男性(三重県在住)が名古屋市内で記者会見した。男性は「経済的にはほっとしたが再発する危険性もある。不安は拭えない」と語った。男性は1984～95年、名古屋市の印刷会社に勤務。オフセット印刷の業務の際に、ジクロロメタンを含む洗浄剤を、換気扇のほとんどない屋内でマスクを着けずに扱っていた。

有機溶剤を使って作業し化学物質過敏症になったとして神奈川県茅ヶ崎市の男性が元勤務先の電気設備施工会社と取引先の半導体関連会社に約1700万円の損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁で和解が成立した。両社が合わせて和解金600万円を支払う。

7/29 鹿児島大は学生9人へのアカハラなどで農学部の男性教授を諭旨解雇処分とした。8月19日までに退職届が提出されなければ懲戒解雇処分となるが、教授は不服として提訴するという。同大によると教授は1998-2010年度に研究室の学部生や大学院生に、論文の指導や受け取りを拒否し学位の取得ができなくなったり、暴言を吐くなどして2人が休学、1人が退学に追い込まれ、少なくとも2人がうつ病と診断されたとしている。

7/30 福岡県豊前市の男性職員が上司からパワハラを受けたとして、同市に315万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が福岡高裁であった。裁判長は請求を棄却した1審・福岡地裁行橋支部判決を変更し、パワハラを認めて市に約30万円の支払いを命じた。男性は08年4月ごろから同市の女性職員と交際を始め、同年7月市総務課長が男性に「入社して右も左も分からない若い子をだまして」などと発言、女性に「あいつはこれまでたたくさんの女性を泣かせてきた」と言うなどした。